

(別紙 2) 自己チェック資料

平成30年7月3日
特許庁審査第一部意匠課

民間競争入札実施事業
「登録意匠と公知資料及び外国意匠公報資料のグルーピング事業」
の自己チェック資料

① 競争性改善上のチェックポイントの対応状況

市場化テスト導入時に開催された第1期目の官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）において、競争性改善に関する以下の3点のご指摘を受け、それぞれ対応を行った。

- (1) 入札実施要項の「従来の実施状況に関する情報の開示」の記載内容について「従来の実施に要した人員」の情報を可能な限り詳細に開示すべきとのご指摘に対応して、より詳細な情報を入札実施要項に明記した。
- (2) 評価項目の点数配分について、組織の実績が占める割合を軽減してはどうかとのご指摘に対応して、組織の実績に関する配点を市場化テスト導入前と比較して減少させた。
- (3) 新規参入者が参入しやすいように、落札した後に事業実施方法の研修を受けられることができるような仕組みが作れないかとのご指摘に対応して、事業者が落札決定後の準備期間に、事業の実施方法に関する研修を求めた場合は、支援を行うことを入札実施要項に明記した。

なお、第2期目の監理委員会では、入札実施要項に反映するようなご指摘はなく、特許庁からの入札実施要項の改善提案について了承をいただいた。

② 更なる改善が困難な事情の分析（該当がある場合のみ）

【事業の概要について】

本事業は年々増加する意匠審査資料について、相互に密接な関係にある資料をグループ化することにより、審査時の調査効率を高め、迅速、かつ的確な意匠権設定を継続的に行うことを可能にするものである。審査資料として整備した「公知資料」及び「外国意匠公報資料」の中から、我が国で登録した登録意匠の実施品や改良品など、登録意匠と同一又は類似の意匠を抽出し、これらの登録意匠を中心としてグループ化（以下「グルーピング」という。）する事業である。グループ化は登録意匠との関係性により3つのレベル（「実施物：登録意匠と権利者が同一で形態も同一の審査資料」、「バリエーション：登録意匠と権利者が別又は不明で形態が同一の審査資料」、「類似：登録意匠と権利者は不問で形態が類似の審査資料」）で行われる。本事業の実施にあたっては、登録意匠の理解力、登録意匠と同一・類似する意匠を的確に選出・特定する能力、登録意匠と「公知資料」及び「外国意匠公報資料」を対比する能力、意匠の同一・類似に関する判断能力等が求められる。

【事業者について】

本事業は平成17年度から開始し、一貫して、一般社団法人日本デザイン保護協会（昭和40年「全国デザイン保護期間連合会」として設立。）が受託している。

【入札方法について】

入札方法は、平成17年度から平成19年度までは公募随意契約、平成20年度から平成24年度は一般競争入札（総合評価落札方式）、平成25年度から平成28年度は公サ法による民間競争入札（総合評価落札方式）である。

【事業の改善内容について】

本事業の説明会に参加したものの応札しなかった事業者に対してヒアリングを行ったところ、その理由としては「グルーピングの判断が困難である」との意見が多数を占めていた。そのため、この問題を改善して参入しやすい環境を整えるべく様々な取り組みを行った。

市場化テスト第1期目では、「本事業用に作成したグルーピング事例集を用いたグルーピング作業に特化した説明会の開催」、「落札した後に事業実施方法の研修を受けることができる仕組みの創設」、及び「評価項目の点数配分に関する組織の実績や経験が占める割合の軽減」を実施した。

市場化テスト第2期目では、第1期目の改善を維持しつつ、さらに「グループによる入札参加の承認」、「納期の変更（2か月に1回から3か月に1回）によるグルーピングの判断作業の時間的な観点からの緩和」、「競争参加資格の緩和」等を行ったものの、市場化テスト第1期目と同様に第2期目も1者応札となった。

【受託可能な事業者が限定される現状について】

本事業は、登録意匠と同一又は類似の意匠を審査用資料から抽出し、登録意匠とグルーピングすることが根幹であり、グルーピングの判断作業を無くすことはできず、審査資料として使用する資料をグルーピングする事業であるため、グルーピングの精度をさげることはできない。また、事業を分割しても、グルーピングの判断作業は避けることができず根本的な解決にはならない。これらのことから、受託可能な事業者が極めて限定されている現状が改めて確認された。

【受託事業者の優位性について】

これまで1者応札として受託している、一般社団法人日本デザイン保護協会は、1965年（昭和40年）に任意団体「全国デザイン保護機関連合会」として設立。その後、産業界のデザイン保護の重要性の意識の高まりを背景に、デザイン保護に熱心な企業等を会員とし、1988年（昭和63年）に「社団法人日本デザイン保護協会」に改組。2013年（平成25年）に「一般社団法人日本デザイン保護協会」に移行している。主な事業としては、デザインに関する資料の収集・加工及び提供事業（意匠権調査、意匠マップの作成、意匠公報等の整備、デザイン関係資料の閲覧サービス、会員へのデザイン・意匠に関する諸情報の提供）、デザインの保護及び利用に関する調査・研究事業（意匠研究会、デザインに関する判決の調査・研究）等、デザイン保護に関する事業に特化した業務を長年続けている。このようにデザイン保護に関する事業に特化した業務を長年続けている事業者は他に見当たらない。また意匠の審査業務に長年従事した専門家を専従者として配置しており、デザイン保護に関する資料収集や研究事業に対応できる専門家集団を形成している。当協会がデザイン保護に関する事業に特化した業務を長年続けてきたことにより蓄積した経験やノウハウは、本事業で必要とされる登録意匠の理解力、登録意匠と同一・類似する意匠を的確に選出特定する能力、登録意匠と「公知資料」及び「外国意匠公報資料」を対比する能力、意匠の同一・類似に関する判断能力等に対応できるものとなっている。このような能力を備えている事業者は現在のところ見当たらず、その結果、他の事業者による応札は極めて困難な状況である。

【今後について】

このような状況ではあるものの、今後とも、少しでも新規参入者が参入しやすい環境を醸成するために、「本事業用に作成したグルーピング事例集を用いたグルーピング作業に特化した説明会」を続け、入札説明会参加者に対するヒアリングを行い、事業の改善に努めてまいりたい。